

江府町ヤレンジ支援事業補助金

～対象事業と対象者、交付決定の流れについて～

【対象事業】

- ・調査研究事業
- ・製品の販売拡大に係る事業
- ・新製品の開発に係る事業
- ・特產品の開発に係る事業
- ・商業施設の建築及び改修に係る事業
- ・構築物の設置及び改修に係る事業
- ・機械及び装置の購入に係る事業
- ・工具、器具及び備品の購入に係る事業

【対象者】

- (1) 江府町内に事業拠点を置く事業者又は営む予定の事業者。
- (2) 江府町内に住所を有する団体又は個人

【補助金交付の流れ】

